

9 地方公共団体からの報告 大分県

『条例制定に伴う連携のあり方』～市町村・民間支援機関を中心に～

こんにちは。私は、大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課課長補佐の足立と申します。これから、令和3年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の地方公共団体からの報告事項として、大分県より、「条例制定に伴う連携のあり方」について御説明申し上げます。なお、「～市町村・民間支援機関を中心に～」というサブタイトルを付しています。犯罪被害者等の支援において様々な機関の連携が重要なのは言うまでもありませんが、ここでは市町村・民間支援機関連携を中心に話しさせていただきます。

この報告の構成を目次に御説明いたします。まず、この報告の結論と申しますか、主題2つを先にお伝えします。次に、主題1の市町村条例制定の意義に係る本県の状況をお話しして、最後に主題2の市町村・民間支援機関の連携強化について本県の具体的な施策を御報告いたします。

それでは、早速、この報告でお伝えしたいことに入ります。1つは市町村条例制定の意義でございます。本県の場合、県条例で、県民の誰もが支援を受けられることを掲げていますが、市町村条例の有無によって、市町村間で支援に対する考え方や取組に格差が生じるおそれがあることから、住んでいる市町村に関係なく、被害者であれば全県民が同一の支援を受けられる体制を整える必要があると考えます。そこで、県内全市町村に特化条例を制定してもらうことが有効なのですが、本県は全18市町村で特化条例を制定しています。では、どのようにして全ての市町村で特化条例が制定できたのか。本県では、県を中心に、市町村担当者の任意参加による勉強会を通じて、条例案の提示や制定後の運用方法についてのすり合わせ等を行いました。

もう一つは、どのような連携が被害者等にとって有益なのかということです。被害者支援のみならず、あらゆる分野で連携が重要、とよく言われているのではないのでしょうか。では具体的に、どのような機関がどのような連携を行うことが犯罪被害者にとって必要なことなのでしょうか。このことについて、本県では、被害者等支援の初動に着目し、被害直後の被害者にすぐ必要な支援メニューが市町村に集中していることから、市町村総合窓口担当と民間支援機関の相談員との顔の見える関係づくりを徹底することで一定の成果をあげていると自負しているところです。

1つ目の主題について、大分県の状況等を御報告いたします。まず、市町村条例の制定状況です。第4次犯罪被害者等基本計画では、特化条例の制定を推進していくことが挙げられております。令和3年4月1日現在の特化条例制定率は、都道府県68.1%、政令指定都市40%、市区町村22.3%となっております。また、全市町村制定済みの府県は、本県を

含め7つとなっております。

大分県の18市町村の制定状況がこちらの表です。

御覧いただいたとおり、本県では、ある被害者御遺族が、「身近に相談するところがない」と、御自分がお住まいの市のみならず、県内全市町村に特化条例の制定の働きかけを行いました。同時に県及び各市町村議会に対し条例制定の請願を提出し、ほぼ同時期に各議会で採択されたことから、一気に条例制定の機運が高まりました。大分県議会においても平成28年12月に条例の早期制定を求める請願が採択され、翌年3月に条例制定に係る有識者会議を設置しました。この有識者会議の立ち上げと並行して、29年4月に市町村担当課長会議を開催しました。すると、各市町村から、先ほど御覧いただいた表にあるとおり、「被害者団体や議会から要望があり、条例を制定しなければならない状況なのだが、できれば全市町足並みをそろえて制定したい」との意見が寄せられました。その意見を受けて、県から、「では、県及び市町村の担当者レベルの勉強会を開催しましょう」と提案しました。もちろん全市町村の担当者が参加して勉強会を実施する中で、条例の基本フレームを提供したり、後ほど説明する見舞金支給制度を創設する働きかけなどを行いました。条例制定に熱心な御遺族の献身的な活動と県主導の勉強会を開催できたことが全市町村特化条例制定につながったのではないかと見ております。

続いて、2つ目の主題、市町村・民間支援機関を中心とした連携強化です。市町村は住民にとって最も身近な存在であり、医療・福祉サービスの担い手としての住民の期待は大変大きいものがあります。しかしながら、犯罪被害者等がいきなり単独・単身で市町村に支援を求めることはほとんどないと言ってよいのではないのでしょうか。そのため、全ての市町村で被害者支援の総合相談窓口が設置されているものの、被害者支援や相談対応について未経験の担当者は大変多いと思われまます。そうした経験不足の職員がいざ被害者をお迎えするとなったときに、対応の仕方すら分からないと戸惑い、あるいは対応の在り方によっては二次的被害を与えかねません。本県では、被害者支援に係る相談の入り口は専ら民間支援機関に集中していますが、民間支援機関が受けた相談を他の支援機関に円滑につなぐことができるかも実は重要な課題となっております。さらに、被害直後に必要な支援メニュー、例えば自宅が被害現場となった方の新たな住居の確保や、医療費、当面の生活費等、すぐに必要となる資金などは市町村にそろっております。そうしたことから、最初につながる民間支援機関の相談員と市町村総合相談窓口の担当者が日頃から顔の見える関係をつくることで、早急な対応が必要な被害者を円滑につないでいくことができると考えております。また、市町村総合相談窓口担当者は、民間支援機関がつないでくる案件を、特別扱いではなく、心を込めて、丁寧かつ普通の対応ができるようになるということも重要と思っております。こうした積み重ねが被害者支援を円滑に行う基本と考え、本県では犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を設置しました。ネットワーク会議では、仮想事例による演習やロールプレーを行い、実際に被害者相談対応を行ったことのない窓口

担当者でも本番に近い経験を積めるとともに、被害者へ寄り添う気持ちの醸成に寄与しているところです。

こちらは犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議を図式化したものであります。

市町村との連携強化の関連として、本県の特徴的な施策に、犯罪被害者等見舞金支給事業費補助金があります。これは5ページで申し上げましたが、全市町村で同一の見舞金制度を制定することで、どの市町村に住んでいても一律同じ見舞金を受けられるというものであります。なお、昨年度のネットワーク会議において、各市町村犯罪被害者等見舞金支給規則あるいは要綱に掲げる様式に「犯罪被害申告書」という書式があるのですが、この申告書の中に加害者の住所・氏名を記入してもらう欄があるということを問題視しまして、旧式の犯罪被害申告書の様式を使ったロールプレーで、被害者役を演じた担当者から「やっぱりこれ、被害者は書きたくないよね。被害者だったら、こういうのは苦痛だ。見るのも苦痛だ」といった声を上げてもらい、加害者の住所・氏名欄を削除した様式とする各市町村の規則・要綱の一部改正までつなげることができました。

最後に、市町村・民間支援機関の連携強化の好事例を2つほど報告させていただきます。

まずA市の事例ですが、総合窓口担当課の対応がとても優れているというものであります。総合窓口としての初動をきちんと担い、詳細の部分については専門の部署に任せるという姿勢を徹底しております。しかも、事前に必要最小限の情報を専門部署のほうと共有しているとともに、相談対応では聴取し過ぎない、メモを取らないなど、被害者の気持ちに寄り添った対応ができております。なお、このA市の総合相談窓口担当者には、本県が実施しました県内市町村の窓口職員の強化研修というものがあまして、そちらのほうでこの事例について発表してもらっております。

次にB市でございます。本当にささいなことと思われるかもしれませんが、被害者の気持ちに立って、ここまで配慮できる職員というのはそんなにいないのではないかと考えております。

以上のとおり、本県の犯罪被害者等支援施策の特徴は、全市町村の総合相談窓口職員の意識の高さと対応力が優れているということにあります。全18市町村がそろって対応できるということは、一見地味ではありますが、本県の強みとなっていると感じております。こうしたことを可能にしたのが、犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議と考えております。今後もこの会議を継続して実施することで、いつでも犯罪被害者の気持ちに寄り添った支援ができる大分県を目指していきたいと考えております。

以上で説明を終了します。御清聴ありがとうございました。